

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 54 —



令和5年5月
編集・発行/
白子町農業委員会

令和4年度 農業委員会 活動報告

○白子町農業委員会では、毎月の定例総会で、各種申請の許可決定を行っております。

【令和4年度の定例総会で決定された案件】

種 別	件 数	面 積 (㎡)	
農地法第3条許可 (農地賃貸借・売買等)	17	40,710	
農地法第4・5条許可 (農地転用、権利を設定・移動し転用)	4	1,961	
利用権の設定	新規	137	490,158
	再設定	68	267,847
	解約	15	62,056

農地法第3条による許可の条件が緩和されます

法律の改正により、令和5年4月から許可を得るための条件が変わります。これまでは、許可を得るためには、一定以上の農地面積が必要でしたが、その面積条件が廃止されます。

農地利用状況調査(農地パトロール)を実施

農業委員会では、令和4年10月に農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、町内農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施いたしました。

農地パトロールは、主に農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的としています。遊休農地は雑草の繁茂や不法投棄等の要因となりますので、農地の適正管理をお願いいたします。



令和5年度 定例総会開催予定

	申請締切	開催日		申請締切	開催日
4月	3月24日(金)	14日(金)	10月	9月25日(月)	12日(木)
5月	4月25日(火)	9日(火)	11月	10月25日(水)	9日(木)
6月	5月25日(木)	9日(金)	12月	11月24日(金)	8日(金)
7月	6月23日(金)	12日(水)	R6.1月	12月25日(月)	12日(金)
8月	7月25日(火)	10日(木)	R6.2月	1月25日(木)	9日(金)
9月	8月25日(金)	8日(金)	R6.3月	2月22日(木)	8日(金)

令和5年度 標準賃金・標準農作業料金

この表の賃金・作業料金はあくまで目安です。
 耕地の条件が異なりますので、双方で協議のうえ決定してください。

区 分		標準額 (税込み)	備 考	
田 作 業		8,000円	一日当たり賃金 (実働8時間) 男女同額 賄い費用は含まない	
畑 作 業		8,000円		
トラクター	水田耕起	5,700円	10a 当たり オペレーター付き料金	
	水田代かき	6,200円		
	畑耕起	5,100円	100m 当たり 10a 当たり ハンマーモア使用	
	畔ぬり	4,100円		
	草刈り	10,200円		
田 植 機 (田植作業)		8,200円	10a 当たり オペレーター付き料金 苗代・肥料代別	
コンバイン (刈取作業)		17,000円	10a 当たり	刈取り脱穀のみ ほ場条件により割増あり
		4,200円	1俵 当たり	刈取りから調整まで
乾燥調製		2,300円	1俵 当たり	
肥料散布		3,100円	10a 当たり	肥料代別 畑作業基準
育 苗		830円	1箱 当たり	

※赤字は昨年からの変更部分です。 適用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

農地中間管理事業を活用しましょう

農地中間管理事業とは

農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）が農地を「貸したい方」と「借りたい方」の仲介をする制度です。

農地中間管理機構は、公的機関なので、安心して農地の貸し借りができます。



農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475(33)2115